

機構の事業再生業務の流れ①

1. 事前相談

対象となる事業者等から機構に対し相談、打診を実施

2. 事業者の資産等の査定(デュー・ディリジェンス:DD)

機構は財務、法務、収益性、採算性等の観点から対象事業者を査定

3. 事業者等による事業再生計画の検討

対象事業者は、機構の関与の下、主要債権者等関係者とも協議しつつ、事業再生計画を検討

4. 再生支援の申込み

対象事業者及び主要な取引金融機関等は、事業再生計画の作成後、連名により、機構に対し正式な支援申込みを実施

5. 支援決定

企業再生支援委員会は、支援基準に基づき、対象事業者の支援の可否を決定
(支援決定時には、原則企業名等を公表)

機構の事業再生業務の流れ②

6. 非メインの金融機関等との調整

支援決定と同時に、機構は主要な取引金融機関等以外の非メインの金融機関等に対して、①債権を機構に対して売却するか、②事業再生計画に同意して債権放棄等を行い、債権を引き続き保有するか、いずれかの選択を求める旨を通知

7. 買取り等決定

非メインの金融機関等からの必要な同意等が得られた場合には、企業再生支援委員会は債権買取等の決定を実施(買取り等決定時には、企業名等を公表)

8. 出資決定

機構は、債権買取等の決定を行った後、対象事業者に対し出資を行うことが可能(出資決定時には、企業名等を公表)

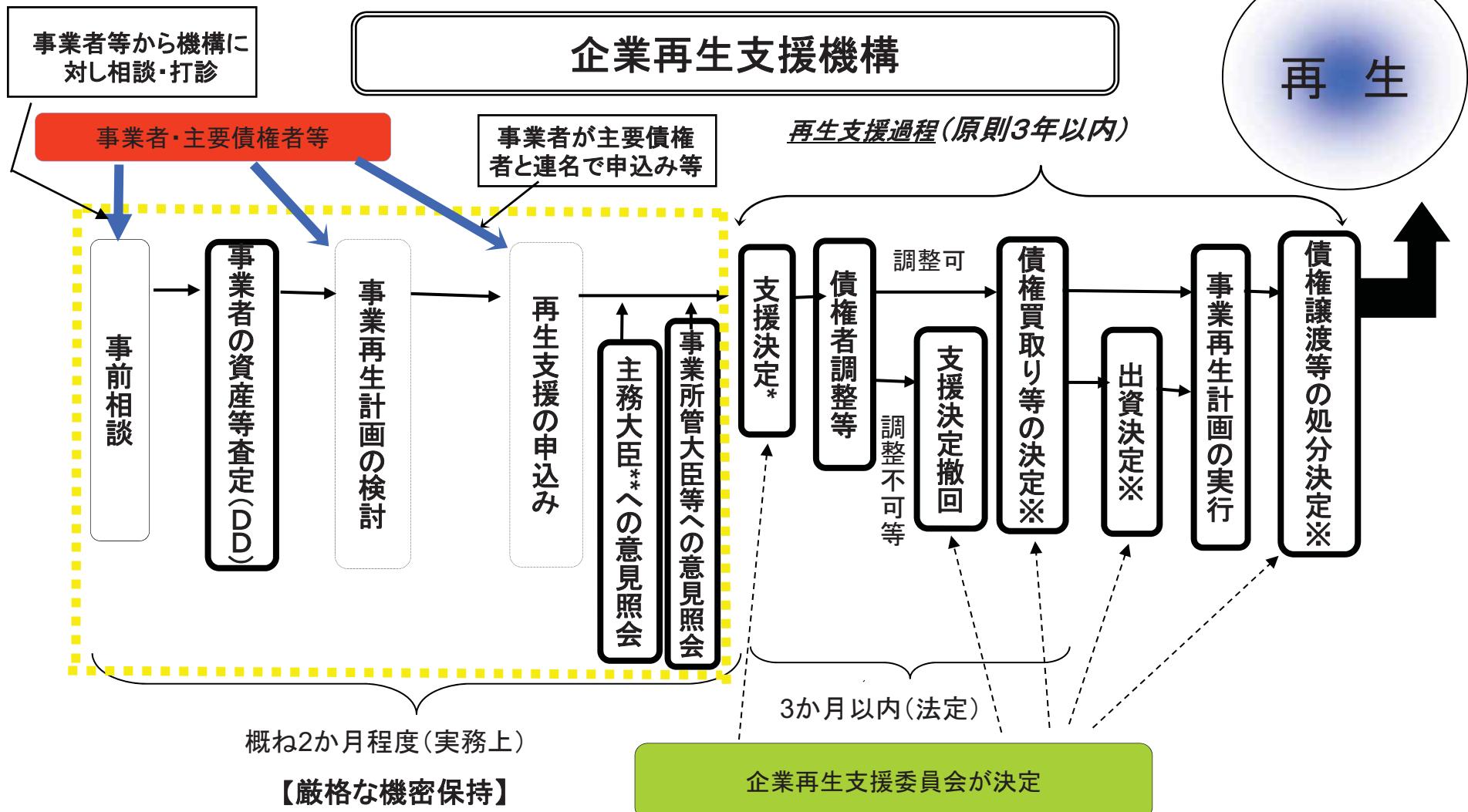
9. モニタリング

債権買取後は、機構は事業再生計画の進捗をモニタリング

10. 債権等の譲渡等

機構は、対象事業者に係る債権又は株式等を、支援決定後3年以内に譲渡等により処分を行うよう努める(債権等の譲渡等の決定時には、企業名等を公表)

機構による再生支援の進め方



* 支援決定後、貸付け、債務の保証、専門家の派遣、助言が可能(委員会の決定は不要)

** 総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

※ 支援決定時と同様に、決定前に、主務大臣への意見照会を行う

◇機構による事業再生のイメージ

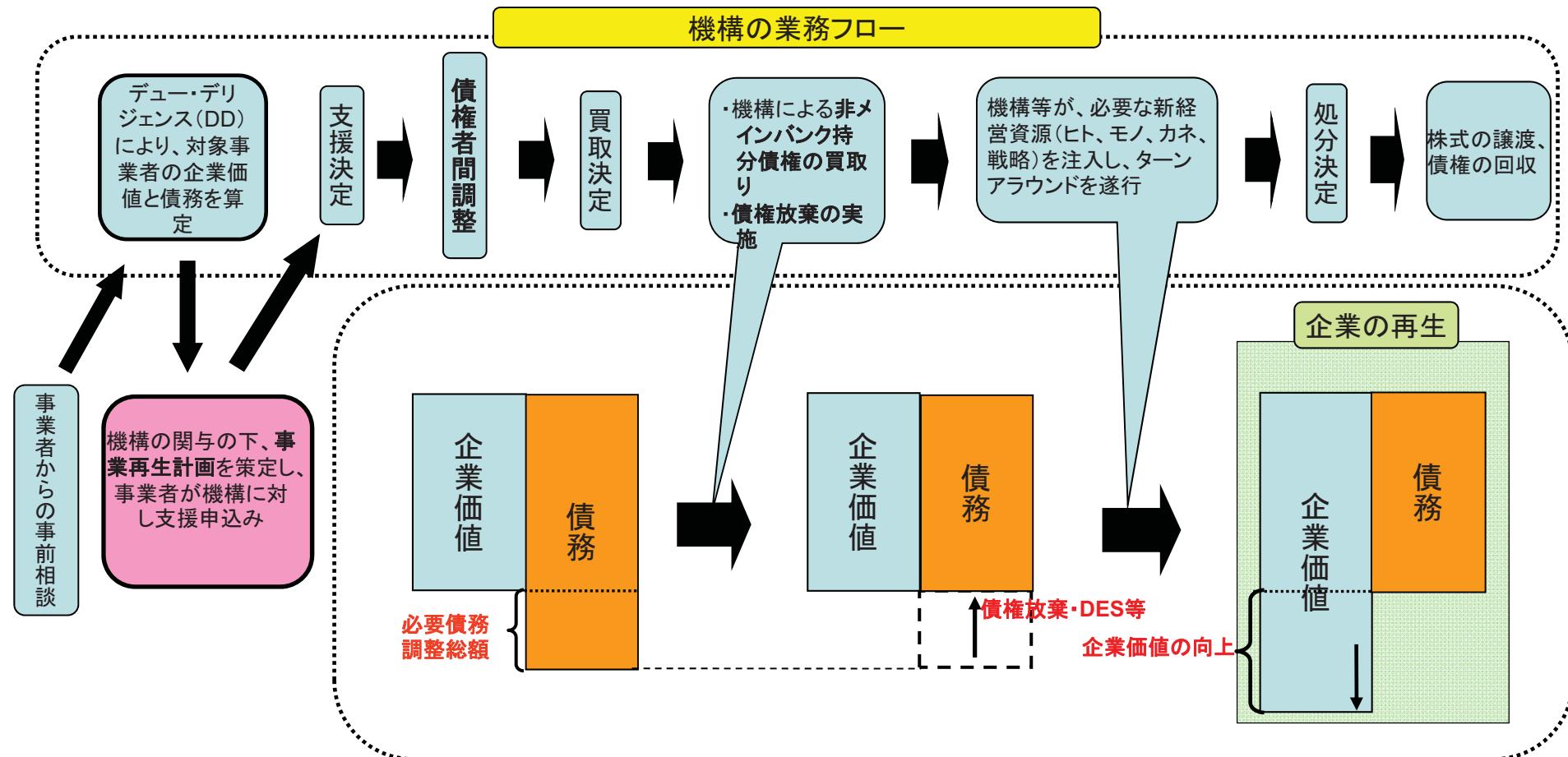
11

有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者であって、その事業の再生を支援することにより、地域経済の再建が図られるような事業者について、

- 事業の再構築による十分な事業利益の確保
- 過大債務の削減等による財務の再構築

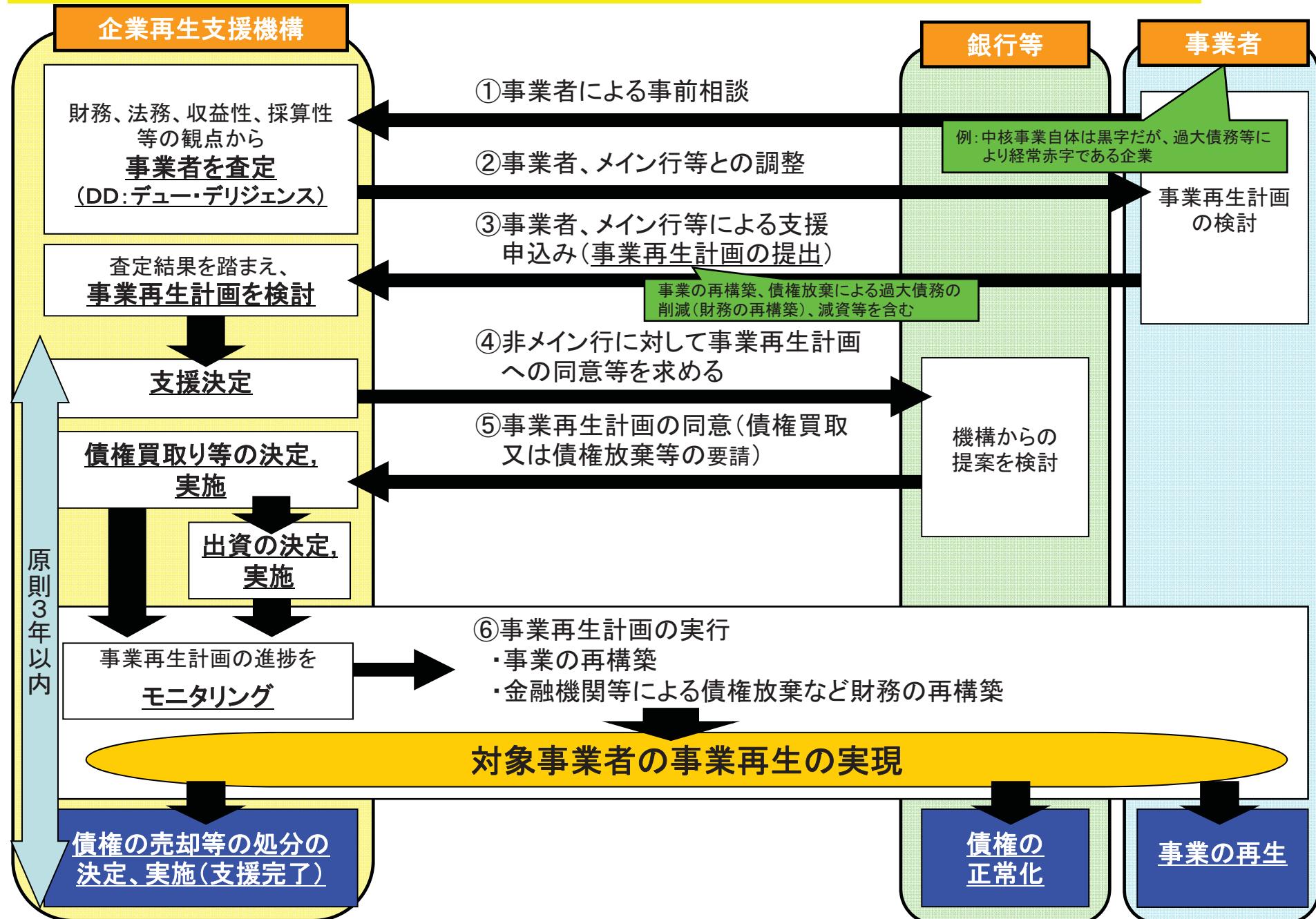
を含む当該事業再生計画に基づき、その事業の再生を支援

○事業再生のイメージ



◇事業再生業務の流れ

12



支援対象

1. 支援対象となりうる事業者

○業種、地域において制限は一切なく、2. 以外のすべての事業者が対象

2. 支援対象から除外される事業者

○大規模な事業者(資本金の額又は出資の総額が5億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人を超える事業者)※

○地方三公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社)や第三セクター(国又は地方公共団体が1／4以上を出資している法人等)は支援対象から除外

※ただし、事業の再生が図られなければ、地域経済の再建等に甚大な影響を及ぼすおそれがあると主務大臣が認める事業者については支援対象となりうる。

【参考】支援対象から除外される第三セクターの範囲

○国又は地方公共団体が1／4以上を出資している法人(但し、株式会社の場合、1／4以上の議決権を保有しない場合は除く)

○国又は地方公共団体からの派遣職員等が役員の1／2超を占める法人

○国又は地方公共団体からの補助金、委託費等が収入の2／3以上を占める法人

○国又は地方公共団体がその子法人等と合わせて1／4以上を出資している法人(但し、株式会社の場合、1／4以上の議決権を保有しない場合は除く)

支援決定基準について (平成24年7月 一部改正)

- 有用な経営資源を有していること
- 過大な債務を負っていること
- 主要債権者との連名による申込みである、又は主要債権者から同意が得られる等の見込みがあること
- 3年以内**に「生産性向上基準」及び「財務健全化基準」を満たすこと。
ただし、申込事業者が中小企業の場合 は、基準の充足年数の一部を**5年以内**に緩和することもある。

		債権の買取り、資金の貸付け、債務の保証又は出資	生産性向上基準 (※1)	財務健全化基準	
申込事業者	中小企業			有利子負債(※2)≤ キャッシュフロー×10	経常収入>経常支出
	なし	3年以内 5年以内	3年以内 5年以内	3年以内 3年以内	
	あり		3年以内	3年以内 5年以内 ※3年以内の処分可能性が高い (例:関係金融機関等が処分に協力する旨を表明)と見込まれる場合	3年以内

(※1)自己資本当期純利益率の2%ポイント以上向上、有形固定資産回転率の5%以上向上、従業員1人当たり付加価値額の6%以上向上等のいずれかを満たすこと。

(※2)資本性借入金は、有利子負債から控除。

(注1)事業者の属する事業分野の特性、事業者の規模等を勘案し、期間内に満たすことが見込まれないことについて合理的と認められる特段の事情があると企業再生支援委員会が認める場合は、硬直的に適用することはしない。

(注2)赤字箇所は平成24年7月20日付告示より運用。

- 機構が債権買取り、資金の貸付け、債務の保証又は出資を行う場合、支援決定から3年以内に債権又は株式等の処分が可能であること
- 機構が出資を行う場合、必要不可欠性、出資比率に応じたガバナンス発揮、スポンサー等の協調投資の見込み、回収の見込み等を満たすこと
- 労働組合等との話し合いを行うこと